

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第2号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び所管は」を「、委員の定数及び所管は」に改め、同項第1号中「総務財政委員会」を「総務財政委員会 6名」に改め、同項第2号中「文教厚生委員会」を「文教厚生委員会 5名」に改め、同項第3号中「経済産業委員会」を「経済産業委員会 5名」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する常任委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする